

最高人民法院

「営業秘密侵害紛争の民事事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）意見募集表

会社名： 一般社団法人 日本国債知的財産保護協会

担当者： 辻居 幸一

意見項目	修正提案	修正理由
第十四条 第1項	侵害被疑情報が権利者の主張する営業秘密と実質的な区別がなく、かつ、営業秘密の使用に対し実質的な影響がない場合、人民法院は、侵害被疑情報と営業秘密とが反不正当竞争法第三十二条第二項にいう「実質的に同一のもの」とであると認定することができる。	「営業秘密の使用に対し実質的な影響がない場合」について、その主旨がよく理解できません。 「誰による」使用をさしているのかも含め、より明確にしていなければ幸いです。